

地区協議会運営規程

(目 的)

第1条 定款施行規則第1条の規定に基づき、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本部」という。）地区協議会の円滑な運営を図るため、次のとおり定める。

(事 務 所)

第2条 地区協議会の事務所は、本部から事務委託された地区協議会会長が代表を勤める会員業者事務所とする。

2. 本部が所在する地区協議会は本部事務局とする。

(設置の目的)

第3条 地区協議会は、本部事業遂行の協力及び地区協議会会員等の交流を目的とする。

(業 務)

第4条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 本部事業への協力
- (2) 各種届出書類の配布及び受付等並びに本部との連絡調整
- (3) 地区会員間及び地区他団体並びに地区行政等との交流

(種別及び定数)

第5条 地区協議会に幹事を置く。幹事の員数は、次回改選まで増減しないものとする。

2. 幹事のうちから地区協議会会長1名及び同副会長1名を選任する。

(選 任)

第6条 幹事は地区協議会所属の県協会正会員のうちから5名以内を会長が指名し理事会の承認を得て選任する。

2. 地区協議会会長及び同副会長は、会長が幹事のうちから指名し、理事会の承認を得て選任する。

(職 務)

第7条 地区協議会会長は地区協議会を代表し、地区協議会運営を統括する。

2. 地区協議会副会長は、同会長を補佐し、同会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 幹事は、地区協議会運営に協力する。

(任 期)

第8条 幹事の任期は、本部役員の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。

(解 任)

第9条 幹事として相応しくない行為をしたときは、その任期中であっても幹事会の提案により、理事会で解任することができる。

(会議の種類)

第10条 会議は、地区全員協議会及び幹事会とする。

(会議の開催)

第11条 会議は、必要に応じ地区協議会会長が召集する。

(地区全員協議会)

第12条 地区全員協議会は、必要に応じ地区協議会に所属する県協会正会員及び準会員をもって構成し開催する。

2. 地区全員協議会は、地区協議会会長を議長とする。
3. 地区全員協議会は、地区協議会役員から本部事業の遂行等について報告を受け、その協力体制等について協議する。
4. 協議内容については、本部に報告するものとする。

(幹事会)

第13条 幹事会は、幹事の参加のもと行うものとする。

2. 幹事会は次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 本部事業協力遂行に関する事項
 - (2) 地区協議会運営に関する事項
 - (3) その他関連する事項及び地区全員協議会の運営に関する事項
 - (4) 協議された事項については、都度本部へ報告するものとする。

(経費の支弁)

第14条 地区協議会事務委託費は、事務委託契約に基づき、半期に一度の年2回地区協議会事務所に支払われるものとする。又地区協議会運営費は、年1回本部からの定額資金前渡し制とし、これら会計処理は本部にて行う。

(規定の変更)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。
2. 平成28年3月7日 一部改定（第12条・第14条）、同年4月1日施行
3. 平成28年4月27日一部改定（第5条第1項・2項、第6条）、同日施行
4. 令和2年3月30日 一部改正（第2条1項・第5条2項・第6条2項・第7条1項、第2項・第11条第12条2項 ※幹事長⇒地区協議会会長）同年4月1日施行